

事務連絡  
令和2年4月23日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

商店街やスーパーマーケット等における  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

各都道府県におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日改正）に準拠しつつ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条第1項に基づく不要不急の外出自粛に係る協力要請を行うなど、各種対策を実施していただいているところですが、その一方で、一部の商店街やスーパーマーケット等においては人が増加しており、昨日とりまとめられました「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）においても、「外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている」などと指摘されているところです。

生活必需品の購入のために商店街やスーパーマーケットに行くこと自体は安定的な生活の確保のために必要なことではありますが、各都道府県におかれましては、上記分析・提言を踏まえ、その場合においても、事業者において、

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・入店や会計を待つ際ににおいて行列位置の指定を行うなどして、人ととの距離を適切にとる（Social distancing：社会的距離）
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める

などの感染拡大防止のための対策が講じられ、住民においても、

- ・ 買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

などの感染拡大防止のための対策が講じられるよう、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請を行っていただきますようお願いいたします。

また、同様に、公園等において散歩等を行うこと自体は健康維持等のために必要なことありますが、各都道府県におかれましては、上記分析・提言を踏まえ、その場合においても、住民や管理者において、

- ・ 少人数で混雑時を避け、人ととの距離を適切にとる
- ・ 地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける

などの感染拡大防止のための対策が講じられるよう、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請を行っていただきますようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 松浦・宮内・深町・小松崎

直通 03 (6257) 3086

FAX 03 (3501) 3973

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp

fumi.miyauchi.c5b@cas.go.jp

yousuke.fukamachi.k5s@cas.go.jp

yasutaka.komatsuzaki.d8f@cas.go.jp